

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和54年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月1日から同年4月1日まで

昭和49年4月にA社C支店に入社後、現在まで同社に継続して勤務しているにもかかわらず、同社C支店から同社本店に転勤した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書等、D国民健康保険組合の回答書、同僚等の証言及び年金事務所の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和54年3月1日にA社C支店から同社本店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人に係る被保険者資格の取得日が昭和54年4月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を43万8,000円に、17年12月20日の標準賞与額に係る記録を45万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日

A社から支給された賞与について、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは、給与明細書において確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、平成16年12月20日は43万8,000円、17年12月20日は45万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 866

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 19 日から 35 年 4 月 5 日まで
年金の請求手続に行った際、A社に勤務した厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

父親の転勤に伴い、A社を退職したが、両親から脱退手当金の話を聞いておらず、両親も既に死亡し確認ができないため、申立てを諦めていた。

今回、日本年金機構から、年金記録が回復できる場合がある旨のはがきを受領したので、申し立てることとした。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、年金事務所には、脱退手当金の支給額、裁定年月日及び支給年月日が記載された申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、それらの記載はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 867

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで

代表取締役として勤務したA社の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与総支給額より低くなっていることが分かった。

A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点で、月数及び金額は不明だが社会保険料を滞納しており、適用事業所でなくなる直前に、社会保険事務所（当時）へ事務担当者と一緒にいった際、社会保険事務所の職員と事務担当者のみで協議を行い、当該滞納保険料等を清算したが、当該職員及び事務担当者から、標準報酬月額の減額訂正について説明された記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 2 月 28 日）より後の平成 10 年 3 月 2 日付けで、8 年 7 月から同年 9 月までの期間は 59 万円から 47 万円に、同年 10 月から 10 年 1 月までの期間は 59 万円から 10 万 4,000 円に、それぞれ遡及して減額訂正されていることが、オンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 2 月当時、同社の代表取締役であったことが、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる上、同社の滞納処分票（写）により、同社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の 3 日前に、9 年 11 月から 10 年 1 月までの厚生年金保険料を納付していなかったこと、当該適用事業所でなくなった日の前日に、同社から健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届及び健康保険厚生年金保険被保険者全員の資格喪失届が提出されたこと、並びに当該適用事業所でなくなった日の 2 日前に、社会保険事務所の職員が、申立人

及び同社の事務担当者と面談し、標準報酬月額が減額により生じた社会保険料の差額を計算するとともに、同日に当該差額を未納保険料に充当した後の残額が納付されていることが確認できる。

また、年金事務所は、申立人の標準報酬月額を変更する旨記載された代表者印のある健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を保管している上、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から平成13年12月5日まで任意継続被保険者として健康保険に加入しており、当該期間に係る健康保険料は、減額訂正後の標準報酬月額（10万4,000円）を基に計算されていることが、全国健康保険協会の記録により確認できる。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に、標準報酬月額が減額訂正されていることを承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 10 日から 36 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 21 日から同年 6 月 30 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 3 日から 39 年 1 月 26 日まで
④ 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 8 月 21 日まで
⑤ 昭和 39 年 9 月 5 日から 40 年 5 月 19 日まで

日本年金機構から郵送された脱退手当金についての照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について、脱退手当金の支給記録があることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 50 人以内に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 40 年 5 月 19 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2 年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす 5 人（当該資格喪失日から 1 年以内に資格取得している 3 人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 3 人は、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、被保険者の委任に基づき事業主が代理請求を行っていた可能性が考えられる。

また、前述の申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日か

ら約4か月後の昭和40年10月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月18日から同年11月1日まで
② 昭和38年9月20日から同年10月28日まで

年金事務所の被保険者記録回答票を確認したところ、A氏所有のB丸とC社のD丸に乗船した期間について、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日と船員保険被保険者の資格取得日及び喪失日がそれぞれ1か月相違していることが分かった。

申立期間について、船員手帳の記録どおりに訂正し、船員保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、A氏所有のB丸に無線局長として乗船していたことが、申立人から提出された船員手帳により確認できる。

しかしながら、A氏所有のB丸に係る船員保険被保険者名簿において、同船舶所有者は、昭和35年6月30日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、その後、同年11月1日に適用事業所に該当するまでの間、同被保険者名簿が確認できないことから、申立期間①当時、船員保険に加入していなかったものと考えられる。

また、申立人と同時期にA氏所有のB丸に乗船していた甲板員2人は、自身が保管する船員手帳の記載内容について、申立人と同様に、「雇入年月日は昭和35年10月18日である。」と証言しているところ、同船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険被保険者資格の取得日は、申立人と同様に同年11月1日となっていることが確認できる。

さらに、船舶所有者A氏は、昭和41年6月16日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同船舶所有者は、既に死亡していることか

ら、申立期間①当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人が、C社所有のD丸に通信長として乗船していたことが、申立人から提出された船員手帳により確認できる。

しかしながら、D丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②当時、申立人と一緒に乗船していたと思われる乗組員13人のうち、申立人を含めて7人は、昭和38年8月1日に被保険者資格を取得し、同年9月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても同日が資格喪失日であることが確認できる。

また、申立期間②当時、申立人と一緒に乗船していたと思われる乗組員13人のうち、連絡の取れた2人は、申立人のことを記憶していない上、申立人に係る船員保険の加入状況について証言を得ることができない。

さらに、C社は、昭和45年11月5日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社に係る商業登記簿謄本から氏名の確認できる代表取締役及び取締役については、死亡又は連絡先不明又は該当者を特定することができず、申立期間②当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 10 日から 35 年 12 月 21 日まで
年金の裁定請求をする際、A社に勤務していた期間の記録が無いことに初めて気が付いた。ねんきん特別便が送られてきた時も、同様に同社に勤務していた期間の記録が無かったが、不思議に思いながらも諦めていた。
今回、脱退手当金についての確認はがきが送られてきたので、これを機会に申立てを行うことにした。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所を退職した後の昭和 36 年 3 月*日に婚姻の届出を行っているところ、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、同年 7 月 24 日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 9 月 26 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、前述の申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 4 日から 42 年 8 月 29 日まで
平成 9 年 2 月頃、社会保険事務所（当時）に年金相談に行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。
申立期間当時から、将来年金をもらうのを楽しみにしており、脱退手当金を請求していないし、もらった覚えも無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 42 年 8 月 29 日）から約 5 か月後の昭和 43 年 2 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 16 日から 34 年 12 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 9 月 28 日まで

平成 21 年頃に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。

A社を退職した後は住所地を離れており、社会保険事務所（当時）へ行って脱退手当金の請求手続を行った覚えは無く、受け取ってもいないので、申立期間について厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の健康保険の番号の前後 50 人のうち、厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上あり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 35 年 9 月 28 日）の前後約 2 年以内に同被保険者資格を喪失した女性従業員 23 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 36 年 4 月 13 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年 3 月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 25 日から同年 7 月 25 日まで
② 昭和 31 年 9 月 5 日から 33 年 11 月 3 日まで
③ 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 2 月 27 日まで
④ 昭和 35 年 3 月 15 日から同年 12 月 25 日まで

平成 9 年 8 月頃、社会保険事務所（当時）に出向き年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。

最後にA社を退職する時に、会社の事務室において給料を現金で支給された覚えはあるが、退職金をはじめ、ほかに支給されたものは無かった。

退職後はすぐに実家に帰り、社会保険事務所へ行った覚えや郵便局で現金を受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間③に係る申立人の健康保険番号は*番、申立期間④に係る健康保険番号は*番により記録が管理されていることが確認できるところ、そのいずれの記録欄においても、脱退手当金の請求があったことがうかがわれる「脱 36. *」のゴム印が押されている上、前述の健康保険番号*番の記録欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示についても確認できる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 35 年 12 月 25 日）から約 5 か月後の昭和 36 年 6 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 24 日から 48 年 3 月 1 日まで
② 昭和 48 年 3 月 1 日から 52 年 11 月 1 日まで

日本年金機構から通知があり、申立期間①及び②に勤務した事業所に係る被保険者期間について、脱退手当金を支給した記録になっていることが分かった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱手 53. 7. 28 B」の表示が記載されている上、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 9 か月後の昭和 53 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間①の直前の昭和 46 年 6 月 8 日から 47 年 1 月 24 日まで国民年金に任意加入していることが確認できるものの、申立期間②直後の 52 年 11 月 1 日から次の事業所で厚生年金保険に加入するまでの 56 年 8 月 1 日までにおいて、年金制度に加入していることが確認できず、脱退手当金が支給決定された当時、必ずしも年金に対する意識が高かったとは言いがたい。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月1日から23年11月30日まで

A組合に勤務した期間について、年金事務所から脱退手当金を支給した記録になっているという回答をもらったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す、支給年月日、支給金額等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の2日後である昭和23年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。